

**(一社) 日本家具産業振興会/木製家具  
製造業における  
自主行動フォローアップ調査について**

**令和6年12月20日**

**一般社団法人日本家具産業振興会**

# 1. 令和6年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和6年11月6日～11月20日
- ・ 調査企業：（団体名）の会員企業 53社を対象
- ・ 回答企業：17社
- ・ 回答率：32.1%

# 1. 令和6年度フォローアップ調査結果（概要）

- 「価格決定方法の適正化」については、17社中14社回答でその内12社が自社から申し出を行い協議に応じていただいたと回答。
- 「原価低減要請の改善」について、約65%の企業が原価低減要請を実施し、残りの35%は実施しなかったと回答。
- 「支払い条件」について、オール現金化まだ半分にも満たなく（17中8社）、半金半手が3社あり、いまだオール手形も2社あった。粘り強く改善していく折衝の必要性がある。
- 「知的財産に関する適正な取引」については、17社中14社があまり知的財産を扱う取引がない、または全くない取り引きとの回答であった。
- 「働き方改革」については、60%弱の企業が配慮している。一方35%の企業は残念ながら配慮していないとの回答であり、まだまだ「働き方改革」について意識が薄い企業が多く、改善していく必要性を感じる。

# 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組①価格の決定方法

【価格決定の分析結果から今後の課題】

### ◆発注側

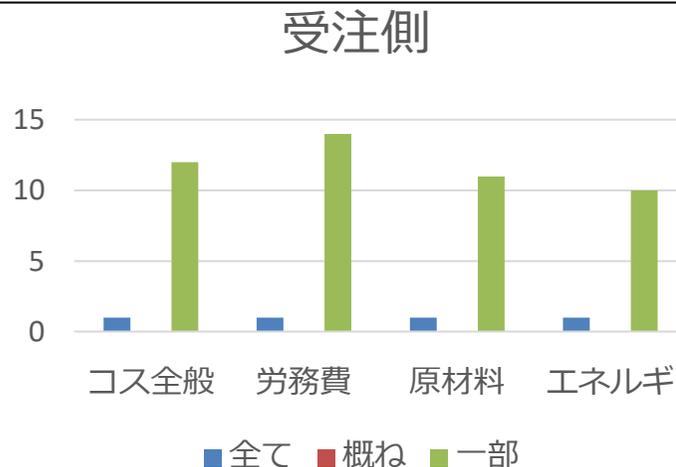
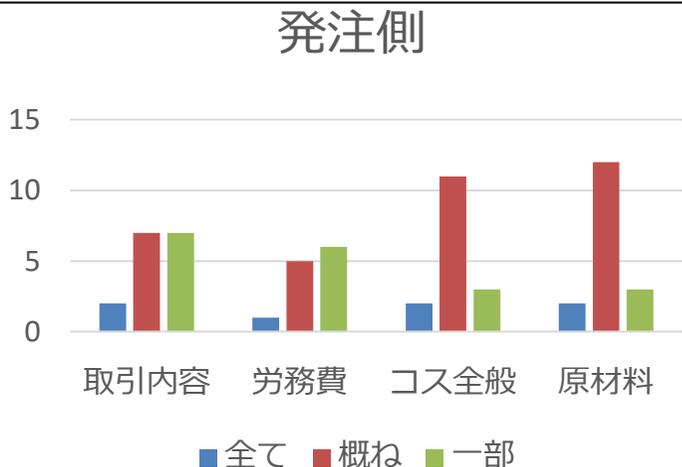
適用する単価決定・改定において、41%の企業が一部の仕入先としか協議していない。労務費の価格転嫁については、ほぼ9割方の経営トップとの話し合いのテーブルについているが、その価格転嫁については35%の企業しか出来ていない。

### ◆受注側

自社からの申し出を行い、販売先も協議に応じてくれた（71%）との回答。

### 【設問と回答】

設問. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。



## 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクションプラン】

#### ◆発注側

- 現状、単価の決定・改定に際し、取引先との協議において41%の企業は一部若しくはあまりしていなかった。今後は、多くの仕入先（最低80%以上）と協議する。
- 労務費の価格交渉において経営トップが関与していながら、協議の場においては一部かあまりできていない。今後トップも同じテーブルで折衝していくことが必要。
- 価格転嫁に際し、口頭のみ（65%）で実施しているが、今後は必要資料を提示し折衝する。また、53%の企業が交渉記録の一部若しくはあまりできていない。交渉記録も確りと残す。

#### ◆受注側

- コスト全般（71%）、労務費（82%）、原材料価格（65%）、エネルギー価格（59%）の変動につて、自社から申し出を行い協議に応じてもらった。販売先から申し出は、僅か6%であった。

お互いに言いづらく聞きたくない協議内容ではあるが、業界全体を視野に前向きな姿勢で取り組んで行く強い意志と販売店との固い信頼関係を構築していくことが肝要である。

# 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【原価低減策の分析結果・今後の課題】

### ◆発注側

□原価低減要請については、35%の企業が行っていた。行った企業は、競争環境上との理由とのこと。ただ、仕入れ先が対応できなくとも取引は継続し、発注量を増加するなど別なカタチで適正なコスト負担をしている。

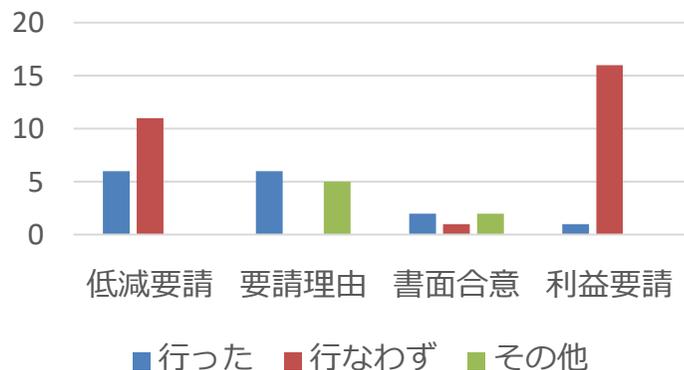
### ◆受注側

□17社中2社は、販売先から原価低減要請や利益提供要請を受けていた。

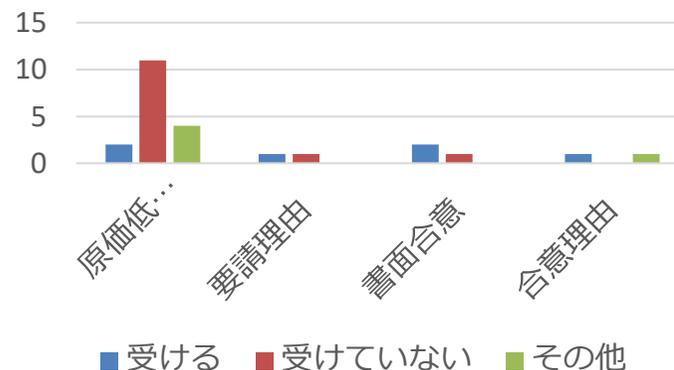
【設問と回答】

設問. 客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を「行わいことを徹底しましたか」 / 「受けたことがありますか」

発注側



受注側



## 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

##### ◆発注側

仕入先に対し原価低減要請を行った企業は6社（35%）あった。理由として、競争上とか自社の数値目標達成といったような安易なものであった。今後、要請する際は、具体的な根拠を提示し、仕入先も納得するようなエビデンスを基に折衝していく必要がある。

##### ◆受注側

原価低減要請や利益提供要請を受けた企業（17社中2社）は少ないが、本来成得しがたいと考えているが、取引上やむを得ないと捉えている。

今後はこのような曖昧な理由で応じる企業は減っていく傾向にあるので、明確な根拠と具体的な数値を提示してもらい、折衝していく必要がある。

# 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組③支払条件

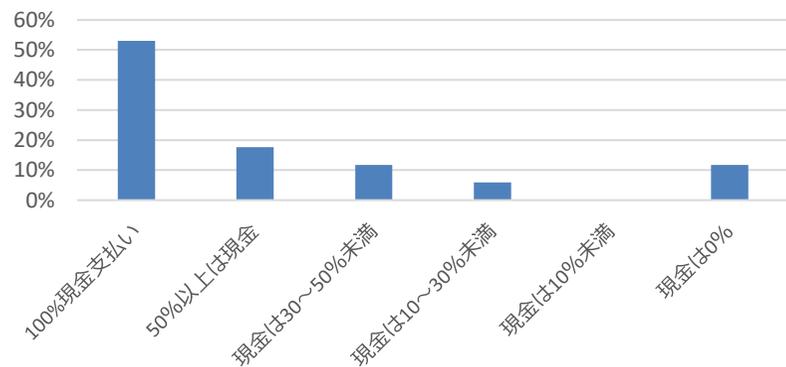
### 【分析結果・今後の課題】

- 発注側：発注側17社中9社が100%現金払い（53%）である。  
2026年に約束手形の利用の廃止に向けて、1社を除き取り組み中である。  
現在の手形のサイトは、90日以内が最多であるが、1社を除き60日以内に変更予定である。  
全企業がオール現金化に向けて、理事会、広報誌を通じてアピールしていくことが重要である。
- 受注側：下請け代金の支払いにおいて、受注側8社が100%現金払い（47%）である。  
2026年の約束手形の利用廃止はほぼ周知されおり、この意識を一層高め、発注者側同様の活動を実施していく。

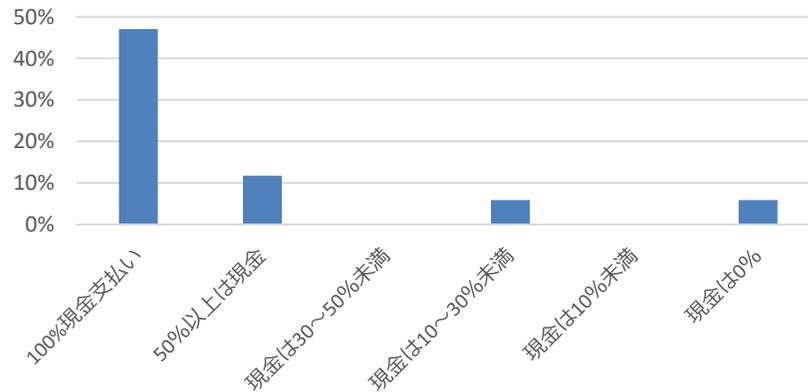
### 【設問と回答】

設問. 下請代金の現金払いの割合はどれくらいですか。

発注側



受注側



# 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組③支払条件

【課題を踏まえた今後のアクション】

### ◆発注側

2026年には約束手形が利用廃止になるので、ここを踏まえたオール現金化計画を進めていく。2025年度中に、現状50%現金支払い企業は75%以上にする。現状30～50%現金支払企業は50%以上に、10～30%支払い企業は最低35%以上に改善する。この改善策を実施後、2026年には全企業がオール現金支払いに変えていく。約束手形の支払いサイトにおいても、2025年中に60日以内とし、2025年にはこのような悪しき慣行を無くす強い意志と力強い行動力を求めていく。

### ◆受注側

お支払いいただく側でより困難さは伴うが、上記の発注側と同様に2026年には約手利用廃止の件を訴え、年毎段階的に現金比率を上げ、サイト日数を短縮していただくような行動をしていく。

□このような環境整備を理事会・ニュースレター等を通じて、会員各企業へ確りと伝えていく。

# 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組④型取引

### 【分析結果・今後の課題】

#### ◆発注側

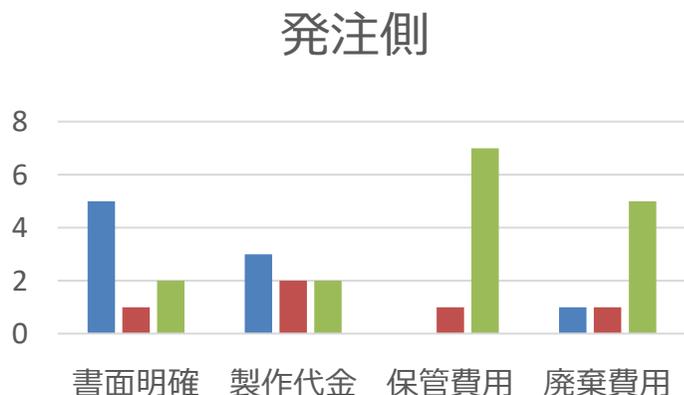
□現状「型取引」をしている企業は、17社中8社である。8社においても、一部の取引先としかこれを実施していない。ただ、「型取引」に際しては、全て若しくは多くの企業と書面等による取引条件の明確化を図っている。その明確化の中身においては、型代金又は製作費の早期支払い、量産終了後の型の保管費用、不要な廃棄費用の支払い等である。

#### ◆受注側

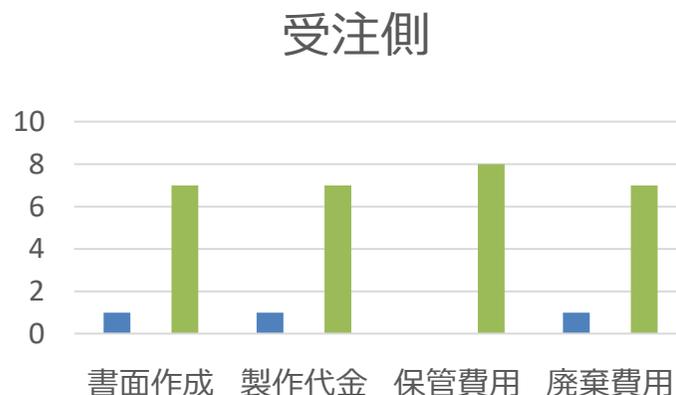
□現状「型取引」をしている企業は、発注側と同様に17社中8社である。

### 【設問と回答】

設問. 型取引の条件の明確化、型代金（製作費）請求の有無、型の保管費用、型の廃棄費用



■全企業 ■多く企業 ■しない



■全企業 ■多く企業 ■しない

## 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組④型取引

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

##### ◆発注側

型取り引きをしている8企業中6社が、書面等による取引条件の明確化が図られていた。ただ、2社においては一部の企業若しくは未実施であった。

型取引における課題は、型代金の支払い方法、金型（木型・樹脂型・治具）の所有の在り方、知的財産の取扱い等を明確にした取引（書面を交わす）をしていくことであり、今後も重要である。

##### ◆受注側

発注側と同様課題であり、上記に記した策が解決策となる。

## 2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組⑤知財取引、⑥働き方改革

#### 【分析結果・今後の課題】

##### ◆発注側

□知的財産取引については、一部の企業と知財等を扱う取引があると回答された企業は17社中僅か3社（17.6%）であった。それ以外の企業は、あまりない若しくは知財を扱う取引自体がないと回答。

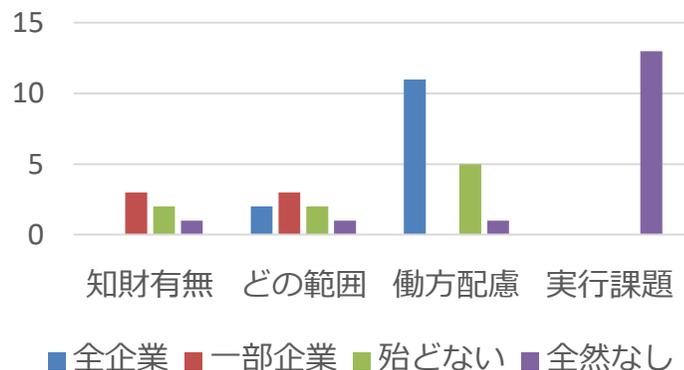
□働き方改革については、17社中11社（65%）が仕入先の働き方に配慮した発注方法を行っているとは回答。

##### ◆受注側 同様課題あり。

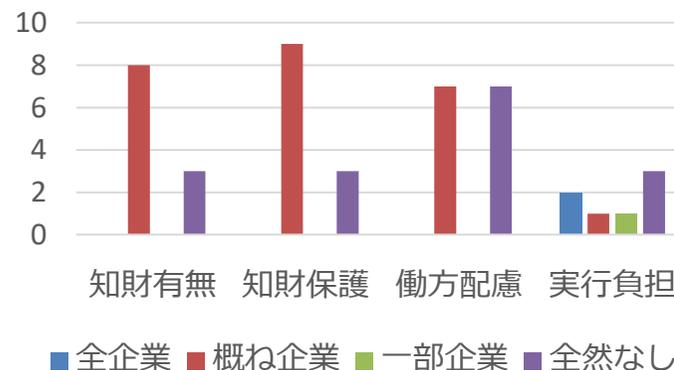
#### 【設問と回答】

設問：知的財産を扱う取引の有無、どの範囲まで取り組んだか。貴社と取引先に対し働き方改革に配慮したか、働き方改革を実施する上で課題はあるか。

発注側



受注側



## 2. 知財取引、働き方改革に向けた調査結果と今後の取組

### 【今後の取組】

#### ◆発注側 ◆受注側

□知的財産権...この知財を取り扱う企業が、アンケート回答企業の3社しかなかった。ただ、このような実用新案権、意匠権、商標権は、新しい技術、模倣防止、研究開発へのインセンティブの付与等取引上の信用を維持することにより、我が家具業界の発展を推進していくものである。よって、保護だけでなく知財取引自体を着実に増やす各企業の創意工夫や研究活動も同時に必要である。

□働き方改革...この意識については浸透しているようだ。こちらの課題については、大きく捉えると次の4つに集約される。①長時間労働、②非正規社員と正規社員の格差是正③高齢者の就労促進④働き方改革関連法による「2024年問題」である。特に、我が業界は①の長時間労働と生産性向上、労働環境、そして賃金アップが課題と思う。

生産年齢人口減に突入している今だからこそ、早急に取り掛かり各企業別の課題を深掘りし、その課題解決策を探しあて実行していくことである。

### 3. 取引適正化に向けた今後の取組

#### 【今後の取組】

#### 【周知方法】

・理事会にて、「価格決定の適正化」、「原価低減要請・協賛等」、「支払条件」「型取引」、「知的財産に関する適正な取引」、「働き方改革」等のアンケート結果の実態を公表する。ご意見を聴きながら、業界全体としてどのような改善策が必要か話し合い、結論を見だし、その後承認も得る。

#### 【改善策の時期、期間】

- ・2025年4月 理事会にて「改善策」を発表し承認を得る。
- ・2025年5月 総会にて「改善策」発表し、改善内容とその協力を依頼
- ・(5月以降)実施後⇒年4回の理事会で改善状況の進捗度を発表  
ニュースレターで全会員へ改善状況の進捗度を発表し同時に協力依頼

#### 【サプライチェーン全体へ】

木製家具製造企業に関連する木材の仕入れ業者、同じような家具製造で当会の非会員、家具の流通業者、家具販売店まで事ある後に我々の活動を理解していただき、協力を求めていく。